

役員報酬等並びに費用に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人高分子学会（以下、「この法人」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、常務理事をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊料含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 報酬月額を年俸の1/12とする。ただし、年俸の上限は、12,000,000円とする。

2 年俸は事務局担当副会長が起案し、理事会の承認を得て決定する。

3 退職慰労金は、報酬月額（年俸/12）×在職期間（年数）とする。

4 在職期間の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1年未満の端数月については月割りとする。ただし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、その月の月額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前日）に、支給日が土曜日に当たる時は、支給定日の前日に支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、法令等により控除すべき金額を控除し、通貨で直接本人にその残額を支給する。ただし、本人からの申し出のある場合には、口座振替え等の方法により支払うことができる。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、この法人の給与および旅費等に関する規程第6条により支給する。

2 通勤手当の支給方法及び支給日は、報酬の支給方法及び支給日に準ずる。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行なう。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(平成23年9月29日 総会決議 制定)